

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、福岡市長（以下「甲」という）とあん摩・マッサージ師（以下「乙」という）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該職員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来たし、または、来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第3条の2 甲は、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下この項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下この項において「構成員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。

第4条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者何れか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1箇年間契約を更新したものとみなす。

前記契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

福岡市長

印

あん摩・マッサージ師

住 所

氏 名

印